

2017年12月26日

公益財団法人日本テニス協会

TIU テニス腐敗防止規則について

1. テニス腐敗防止規則 (Tennis Anti-corruption Program)

テニス腐敗防止規則(以下「規則」)は、ATP、WTA、国際テニス連盟(ITF)及びグランドスラム・ボード(GSB)が私的自治に基づく民間ルールとして2008年に導入した規則である。上記国際テニス関係4団体が独立した監視機関として設置したTIU(Tennis Integrity Unit)が規則の運用に当たっている。

2. 規則の目的

- ① テニスの高潔性の維持
- ② テニス試合結果(以下「試合結果」)への不適切な影響を行使する行為及び試みの防止
- ③ 対象大会すべてに適用される統一した腐敗防止ルールの制定、施行及び処罰制度の確立
- ④ 規則での腐敗行為
 - (ア) 試合結果の不正操作
 - (イ) テニス競技を対象とした賭博行為
- ⑤ 対象者
 - (ア) 選手(対象大会に登録又は出場した選手)
 - (イ) 関係者(選手のコーチ、トレーナー、セラピスト、医師、マネージメント代表者、エージェント、家族、大会招待客及び事業提携者)又は関係者を通じて対象大会への入場資格を受けた者
 - (ウ) 対象大会支援員(トーナメント・ディレクター、役員、オーナー、被雇用者、エージェント、契約者、サービスを提供しているATP、WTA、ITFスタッフ)及び大会支援員を通じて対象大会への入場資格を受けた者
- ⑥ 対象大会
 - (ア) グランドスラム大会(ジュニア大会を除く。)
 - (イ) ATPワールドツアーファイナルズ
 - (ウ) ATPワールドツアー1000, 500, 250
 - (エ) ATPチャレンジャーツアー大会
 - (オ) WTAファイナルズ
 - (カ) WTAエリートトロフィー

- (キ)WTA プレミア、インターナショナルトーナメント
- (ク)WTA125K シリーズ
- (ケ)ITF プロサーキットトーナメント
- (コ)デビスカップ
- (サ)フェドカップ
- (シ)ホップマンカップ
- (ス)オリンピック大会テニス競技

⑦ 禁止行為

- (ア)対象者は、直接的又は間接的に、対象大会その他いかなるテニス競技においても、試合結果に金を賭け、又は賭けることを試みてはならない。
- (イ)対象者は、直接的又は間接的に、他者に対し対象大会その他いかなるテニス競技においても、試合結果若しくはテニス競技に関連して金を賭け、又は賭けることを試みてはならない。具体的には、対象者のウェブサイトにてテニスの賭けのオッズを載せること、テニス賭け業者の出版物又はウェブサイトへ寄稿すること、テニス賭け会社の活動のために出演すること及びテニスの賭けを勧誘するコマーシャルに出演することをしてはならない
- (ウ)対象者は、直接的又は間接的に、腐敗行為を促すため対象大会会場への入場資格の提供を手配し、その見返りとして金銭を求めたり、受け取ったりしてはならない。
- (エ)対象者は、直接的又は間接的に、対象大会の試合結果及び試合の進行・運営に関するいかなる側面において、不正な操作や操作を企ててはならない。
- (オ)対象者は、直接的又は間接的に、選手に対して対象大会で全力を尽くさないよう働きかけてはならない。
- (カ)対象者は、直接的又は間接的に、対象大会で選手が全力を尽くさせないようにする意図をもって金銭、恩典若しくは見返りを求め、又は受け取ってはならない。
- (キ)対象者は、直接的又は間接的に、対象大会で他の対象者に対し、選手が全力を尽くさせないようにする意図をもって金銭、恩典若しくは見返りを提案し、又は提供してはならない。
- (ク)対象者は、直接的又は間接的に、対象大会で他の対象者に対し、選手が全力を尽くさせないようにする意図をもって金銭、恩典若しくは配慮を求め、又は受け取ってはならない。
- (ケ)対象者は、直接的又は間接的に、内部情報の提供の見返りに金銭、恩典若しくは配慮を求め、又は受け取ってはならない。
- (コ)対象者は、直接的又は間接的に、大会関係の情報や恩典の交換に金銭、恩典または配慮を大会支援者に提供してはならない。
- (サ)対象者は、対象大会の賭けに応じている会社に雇用されてはならない。

⑧ 報告義務

(ア)選手

- 腐敗行為のアプローチを受けたとき、選手は TIU に報告する義務がある。

- 他の選手が腐敗行為を行ったことを知り、又は疑いを持ったとき、選手は TIU に報告する義務がある。
- 対象者が腐敗行為に関わったことを知り、又は疑いを持ったとき、選手は TIU に報告する義務がある。
- TIU に報告後も新たな情報や疑いを持ったとき、選手は引き続き TIU に報告する義務を負う。

(イ)関係者及び大会支援者

- 腐敗行為のアプローチを受けたとき、関係者及び大会支援者は TIU に報告する義務がある。
- 対象者又は他の個人が腐敗行為に関わったことを知り、又は疑いを持ったとき、関係者及び大会支援者は TIU に報告する義務がある。

⑨ 権限

(ア)TIU は全ての対象者に対して腐敗行為に関する調査する権限を有し、調査結果に基づき、禁止行為がなされたかどうかの決定と処分の程度を決定する権限を有する。

(イ)TIU は、上記の活動のために 1 名若しくはそれ以上の腐敗防止ヒヤリング・オフィサー (ACO) を任命する。

⑩ 調査への協力義務

(ア)全ての対象者は要請がなされた場合、TIU による調査に全面的に協力しなければならない。

(イ)いかなる対象者も禁止行為に関連する証拠やその他の情報を改ざんしたり、隠滅してはならない。

⑪ 罰則と処分

禁止行為者、報告義務違反行為者及び協力義務違反者に対しては、下記の処分が課される。但し、下記の処分を受けた者は、スイス・ローザンヌのスポーツ仲裁判断所への異議申立てをすることができる。

- 最高 25 万ドルの罰金に獲得した賞金額又は違反行為により入手した金額のいずれか高い金額を加算した額の罰金
- 対象大会出場資格の最大 3 年間の出場資格停止
- 上記⑦ (エ) ~ (コ) の禁止行為及び上記⑧ (ア) 及び (イ) の報告義務違反については、対象大会出場資格の永久若しくはそれ以下の期間の出場資格停止

⑫ TIU の活動と権限

(ア)防止

- TIU 参加国際テニス統治団体と協力して、選手、コーチ、大会関係者を中心とする不正行為の働きかけの防止

(イ)教育

- 選手、コーチ、大会関係者に対して不正行為の種類や方法と腐敗防止プログラムの説明
- 選手、コーチ、大会関係者に対する根拠のない誹謗、中傷に対する防衛

(ウ)調査

(エ) 対外情報

- 調査はコンフィデンシャル（秘密裏）に行われる。
- 調査に対する取材は一切応じず、TIU 発表は調査結果を受けての処分が決定した段階でメディア・リリースとして行う。

⑬ TIU 手続の流れ

(1) 情報収集 → 2) 収集情報の評価 → 3) 証拠による腐敗行為の存在が示唆された際の公開捜査 → (4) 被疑者及び証人との面接並びにデータと財務記録の分析 → (5) TIU 専門官 (PTIO s) への証拠資料の提出 → (6) 独立した腐敗防止ヒヤリング・オフィサーによるヒヤリング → (7) 腐敗防止ヒヤリング・オフィサーの処分決定と罰則の発表

文責： IR 室